

# 室蘭港臨港地区内分区の変更に伴う 御崎地区の構築物規制について（案）



## 旧（これまで）

**商港区**（旅客または、一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域）であり、工場の建設ができませんでした。

**商港区  
(2.3ha)を  
工業港区へ  
変更**

## 新（これから）

**工業港区**（工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域）として、工場の建設が可能となります。